

次の業務について、提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年7月11日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度静岡県立工科短期大学校離職者等再就職支援事業公募型訓練業務委託（静岡キャンパス・その2）

(2) 業務内容

離職者を対象とした公共職業訓練で次の訓練とする。

整理番号	訓練科名	内容
3-1	オフィスPC初級科4	一般事務分野での就職を可能とするために必要とされる、パソコン操作（Word、Excel）初級レベル等の知識や技能の習得を目指す訓練 (2か月×1コース)
3-2	デジタル分野3	デジタル分野での就職を可能とするために必要とされるプログラミングやWEBデザイン等の知識や技能の習得を目指す訓練 (2か月又は3か月×1コース)
3-3	医療事務系3	診療報酬明細書の作成等、医療事務分野での就職を可能とするために必要とされる知識や技能の習得を目指す訓練 (3か月×1コース)
3-4	オフィスPC中級科2	一般事務分野での就職を可能とするために必要とされる、パソコン操作（Word、Excel）中級レベル等の知識や技能の習得を目指す訓練 (3か月×1コース)
3-5	介護福祉士実務者研修科	介護福祉士実務者研修の内容を主とし、介護分野での就職を可能とするために必要とされる中級レベルの知識や技能の習得を目指す訓練 (6か月×1コース)
3-6	会計事務科3	会計事務分野での就職を可能とするために必要とされる、簿記中級レベル等の知識や技能の習得を目指す訓練 (4か月×1コース)
3-7	オフィスPC初級科5	一般事務分野での就職を可能とするために必要とされる、パソコン操作（Word、Excel）初級レベル等の知識や技能の習得を目指す訓練 (2か月×1コース)
3-8	パソコン経理事務科3	経理事務分野での就職を可能とするために必要とされる、簿記初級レベル及びパソコン操作等の知識や技能の習得を目指す訓練 (3か月×1コース)

2 訓練実施期間等

整理番号	訓練科名	実施地域 (※1)	訓練実施期間 (※2)
3-1	オフィスPC初級科4	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和5年12月5日から令和6年2月2日までの2か月間・1コース
3-2	デジタル分野3	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和5年12月6日に訓練を開始する、2か月間又は3か月間・1コース
3-3	医療事務系3	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和5年12月7日から令和6年3月6日までの3か月間・1コース
3-4	オフィスPC中級科2	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和5年12月13日から令和6年3月12日までの3か月間・1コース
3-5	介護福祉士実務者研修科	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和6年2月7日から令和6年8月6日までの6か月間・1コース
3-6	会計事務科3	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和6年2月8日から令和6年6月7日までの4か月間・1コース
3-7	オフィスPC初級科5	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和6年2月21日から令和6年4月19日までの2か月間・1コース
3-8	パソコン経理事務科3	清水・静岡 焼津・島田 榛原	令和6年3月12日から令和6年6月11日までの3か月間・1コース

※1 該当するハローワークの管内

※2 訓練実施期間は、若干の調整（概ね前後1週間）を行う場合がある。

ただし、訓練初日は、前日が祝日とならない火曜日から金曜日の間とする。

3 参加資格

次の(i)から(iii)の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 企画提案競技参加申請書提出期限に、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の有効

な受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること、又はIS029993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）及びIS021001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き）を取得していること（障害者訓練を除く。）。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 申請書の提出期限末日において国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。
- (8) 最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 職業訓練業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿に企画書提出時点で有効な記載のある者のうち、取引希望地域に中部が含まれ、提案する訓練に必要な業務種目の記載があること。
- (10) 就職支援費の支給を行う訓練コースは、同種の訓練コースにて就職率が2回連続で35%未満となったことがないこと。
- (11) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 手続等

(1) 担当部署

〒424-0881 静岡県静岡市清水区楠160

静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス 教務課 社会人教育班

電話番号：054-345-3098 FAX番号：054-345-2921

E-mail：riten@shizuoka.scot.ac.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和5年7月11日（火）から令和5年8月8日（火）まで

イ 配布場所

静岡県立工科短期大学校ホームページ (<https://scot.ac.jp>)

(3) 説明会

次のとおり説明会を開催する。

ア 開催日 令和5年7月14日（金）

イ 時間 午後2時から午後4時まで

ウ 会場 静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス（静岡市清水区楠160）

エ 説明会申込み期限 令和5年7月13日（木）午後4時

(4) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限

令和5年8月8日（火）午後4時必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

5 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は令和5年度静岡県立工科短期大学校離職者等再就職支援事業企画提案競技（静岡キャンパス・その2）募集要項による。

(3) 契約締結時に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の有効な受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること、又はISO29993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）及びISO21001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き）を取得していること（障害者訓練を除く。）。

(4) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(5) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請け業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。